

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和3年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和3年12月24日（金）午後1時30分～午後2時10分		
開催場所	みよし市役所6階 601会議室		
出席者	（会長）鈴木 淳 （会長職務代理）島 典広 （委員）加藤 貴利 永田 志麻 石井 大 芳賀 真 大澤 和貴 奥村 昌代 久野 和美 鈴木 亜希恵 （事務局）廣瀬福祉部長、深津福祉部次長、石田保険年金課長、岡田副主幹、鈴木主任主査		
次回開催予定日	令和4年1月28日（予定）		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 令和4年度みよし市国民健康保険税の税率について		

<会議録> 保険年金課長	ただいまから「令和３年度第２回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。 「一同、礼」ご着席ください。 本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の石田です。よろしくお願いします。本日の会議につきましては令和３年度第２回とさせていただきますが、第１回につきましては、本年８月に書面により開催させていただいておりますのでご理解をお願いします。 なお、本日の会議は約１時間程度を予定しており、会議は公開となりますので、ご了承をお願いします。 本日の会議は事前に送付させていただいております資料を使用しますが、お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。 それでは、市長が参っておりますので、会議に先立ち、ご挨拶をさせていただきます。 〈市長あいさつ〉 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに、鈴木会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。会長をお願いします。
鈴木会長	みよし市社会福祉協議会の鈴木でございます。今日はよろしくお願いします。 市長からご挨拶いただきましたように、県の標準保険税率と現状に乖離があるというご説明があったとおり、その差をいかに埋めていくかということでございます。 その２つの二律背反というか、片方を下げれば片方が財政的に苦しい、たくさん税金を投入することをしていくことも難しいわけでございます、いかに段階的に上げていくかということで昨年度から議論させていただいたわけです。昨年度はコロナでいったん上げるのをとめたいという答申をさせていただいたわけですが、今後どうしていくのかということ、皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら、答申等をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。
保険年金課長	ありがとうございました。 市長につきましては、公務のため以上で退席させていただきますのでよろしくお願いします。 なお本日は、酒井委員が所用により欠席されておりますのでご報告させていただきます。 また、被保険者代表の高根委員ですが社会保険に加入されたため委員資格がなくなり委員を辞退されておりますが、代理の委員の公募等おこなっても期間的に会議に間に合いませんので今年度につきましては欠員とさせていただきますことご了承ください。 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第３条第１項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしくお願いします。
鈴木会長	それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしく

事務局	お願いします。 本日の出席者は10名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。 はじめに、本日の議事録署名者の指名を行いたいと思います。奥村委員と鈴木委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。 なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の鈴木主任主査にお願いします。 それでは議事に入ります。 (次第2) 協議事項の「令和4年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。 それでは、協議事項の令和4年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。 本日は要点の説明とさせていただきますのでご了承ください。 本年度も市長より当協議会に対し、「令和4年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けております。本日は、令和4年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきます。よろしくお願いします。 それでは、次第の次のページA4の資料になります。昨年度までもご説明している内容と重なっている部分が多くなっていますが、要点として2点説明させていただきます。みよし市が設定している国民健康保険の税率は愛知県の示す標準保険税率よりかなり低いこと、もう一点、税率を上げる際には被保険者の急激な税負担の増加とならないように配慮すること、をご理解いただきたいと思います。 それでは、A3参考資料をご覧ください。 この資料で具体的な説明をさせていただきます。 1 ページは最近のみよし市国民健康保険事業の概要をお示ししています。 2 ページは当協議会 前回の答申の附帯意見です。 ページ上段、6つの付帯意見の中の1, 2が今回の税率を設定する上での項目となります。 1 が、愛知県が示した標準税率を考慮すること。 2 が、被保険者の急激な負担増にならないように配慮しながら、計画的に一般会計からの法定外繰入りを削減することが出来るような税率設定をすることです。 これらを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 下段の、3「基本的な考え方」になります。 資料修正：「次の3案」を「次の6案」に修正をお願いします。 見直しのポイント3、4となります。 この2つのポイントは、3では、県の運営方針で、短期間で急激な被保険者の負担増にならないよう、計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入りの解消・削減をすすめていくこととしていること。 4では、その運営方針を踏まえ、平成29年度の当協議会の答申で、7年間かけて標準税率に近付けていくこととしつつも、その後
-----	--

も県の標準保険税率の見直しを受け、毎年協議会で検討し、昨年度の答申では、令和3年度税率改正を据え置きとしたこともありますので、それも踏まえたとご検討をしていただかなくてはなりません。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、6つの案を示させていただきたいと思います。

案1は、令和4年度は税率改正をせず、据え置きとする案。

案2は、令和4年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案。

案3は、これまでの答申を踏まえ令和4年度から令和6年度の3年間で標準税率と同程度とする案としています。こちらは平成29年度の答申でも設定した案。

案4は、これまでの答申を踏まえ令和4年度から令和7年度の4年間で標準税率と同程度とする案で、これは税率改正の回数を7回（7年間）とするものです。

案5は、令和4年度からの6年間（令和9年度まで）で標準税率に近づけていくもの。この案は現況を考慮しつつ、再度被保険者の負担増を計画するものですが、著しい増税とならないよう配慮したものです。

案6につきましては、過去の平均的な増税率から算出し、再計画するものです。

こちらの案も被保険者の負担増については考慮されているものになりますが、国民健康保険会計の健全運営に資するものではないためお示しはさせていただきましたが推奨するものではありません。

ただし、すべての案について言えることですが、県から示される標準税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要が毎年度あると考えています。

3ページをご覧ください。

4 令和4年度 税率改正検討表です。

先ほどの6つの案を具体的に説明していきます。

説明の前提として愛知県の示す標準保険税率でモデル世帯の税額を計算した場合、およそ68,000円程度不足していることを確認していただけたと思います。税率改正を何回にするかは毎年いくらずつ増税してもよいかと考えたいと思いますのでよろしくお願いします。

一番上段の表が平成30年度から令和2、3年度の税率比較です。モデル世帯での年税額の増加額は毎年7,000円から8,000円程度となっています。

1段下の2行になっている少し小さな表については、今年11月に示された愛知県の標準税率でそのまま積算した数値がのせてあります。モデル世帯での年税額をご確認いただくと大幅な増額になることが確認できると思います。

その次の表からは、事務局がお示しする6つの案について試算した表となっております。

案1では、令和4年度は、税率改正を行わない場合の表です。

被保険者の負担増はありませんが、同表右から2番目の欄の一般会計法定外繰入金が約2億140万円となっており、現実的に会計上このままでは運営が難しい数値となっています。

案2は、令和4年度で標準税率に近づけた場合です。モデル世帯では、307,000円で28.4%の増となります。

一般会計法定外繰入金が約120万円となり法定外繰入金の削減

鈴木会長	は出来ますが、被保険者の急激な負担増となりこれも現実的には選択しがたい案になります。 案３は、３年かけて標準税率と同程度にした場合で、平成２９年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成３０年度から令和６年度までの７年で均等に近づけていくよう採用しているものです。 平成３０年度から令和２年度までは既に改正をしているので、令和３年を据え置き、残り３回で標準税率に近づける形での改正となります。 令和４年度の改正で、計の部分ですが、所得割９．９６％で１．０３％増、均等割４５，８００円で３，７００円増、平等割は３０，８００円で９００円の増となります。モデル世帯での年税額は２６１，２００円で、２２，１００円、９．２％の増となります。この案も被保険者に対して相当な負担を強いるものだと思えることができます。 案４は、令和４年度から４年かけて標準税率と同程度にする場合で、平成２９年度の答申にあった７年間（７回）で標準保険税率に近づけていくものです。例年同様に算出しましたが、令和４年度の改正で、計の部分、所得割９．７０％で０．７７％増、均等割４４，９００円で２，８００円増、平等割３０，５００円で６００円の増となり、モデル世帯の年税額は２５５，６００円と１６，５００円、６．９％の増加となります。 この案についても例年の増加率と比べると負担が大きくなるものとなっています。 案５につきましては、一段しか載せておりませんが、標準保険税率に近づけるための改正を６回（６年間）で行うものです。この案では令和４年度の改正で、計の部分、所得割９．４２％で０．４９％増、均等割４３，９００円で１，８００円増、平等割３０，３００円で４００円の増となり、モデル世帯の年税額は２４９，７００円と１０，６００円、４．４％の増加となります。例年に比べると増加の幅は若干増えておりますが急激な負担増を抑えた形での計画として作成した案となっています。なお、令和４年度以降の改正についても毎年１１，０００円前後の負担増となることが計算で確認してあります。 案６につきましては、こちらも１行のみの掲載ですが、例年並みの増税率を採用したモデルとなっています。参考に作成した案ですがモデル世帯の年税額の増加がおおよそ１０，０００円程度となるように設計されています。 負担の増加率は抑えられており被保険者にとっては優しい増税率になりますが、昨今の納付金の上昇、標準保険税率の上昇には対応できていないため国保財政的に非常に難しい案となっています。 ５ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見なし)
------	--

事務局	事務局としては、今回提示されている案についてどのように考えていますか。 事務局としましては、急激な負担増を抑制しつつ法定外繰り入れを削減するために税率改正することは避けられないと考えており、特に今年度は愛知県からの納付金、標準保険税率とも非常に厳しい数字が示されており、税率改正は待ったなしの状況ではないかと考えております。ただし、現在の世の中の状況、被保険者の方の生活、収入状況等考慮した場合安易な増税をすることが難しいことも理解しております。 7年間で標準保険税率に近づける計画をそのまま継続した場合は、被保険者の負担があまりにも大きくなってしまうため計画期間の変更も視野に入れて検討する必要があるとも考えています。 そのような状況を踏まえ、事務局としては案4の4回で改正、もしくは、案5の6回で改正でご検討いただけたらと思います。 ただし、これらの案すべてについてですが、モデル世帯の年税額の増加額を参考に検討していただきたいと思います。 その理由は、現時点で示されている数値が仮算定数値であり、本算定数値が1月に発表されるため改正回数で固めて考えてしまうと、本算定結果が変更になった場合、負担額が増減することが考えられます。よって、年税額の増加額で検討いただき最終的な答申についてはそれに近い、改正回数、税率に事務局で調整させていただければと考えておりますのでよろしくお願いします。
鈴木会長	事務局の考え方を説明していただきました。いかがでしょうか。 (意見なし) ご意見がなければ私から提案ですが、案5ぐらいの増加額11,000円くらいで、事務局のほうで本算定数値がでたところで税率は考えていただくということで、一般会計の繰入金を少し減らし、被保険者にも少しずつ階段を上っていただくということはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (意見なし) それでは、今回につきましては、案5のあと6年間で年11,000円程度の改定率ということでもとめたいと思います。そのように次の答申、協議会の中で最終的なものをまとめていただきたいと思います。ほかにご意見なければ、ここで決定させていただいてよろしいでしょうか。 (意見なし) では、11,000円程度ということで事務局のほうお願いしたいと思います。年明け本算定の結果では若干変わることもあると思いますが、協議会の決定とさせていただきたいと思います。 それでは、事務局にお返しします。
保険年金課長	ありがとうございました。 3 報告事項 について事務局より説明申し上げます。
事務局	3点報告させていただきます。 まず、1点目ですが、資料にもありますように令和4年度より国保法の改正により未就学児の均等割保険税が5割軽減されます。これは未就学児の医療費自己負担は2割に軽減されていること、免除ではなく軽減としたことについては、低所得者にも一定の負担を求めることなどが理由です。軽減された保険税は国2分の1、県、市で4分の1ずつ負担するということになっております。

保険年金課長	続いて2点目ですが、国民健康保険税の限度額が令和4年度より3万円引き上げになります。政府の税制改正の大綱の閣議決定をもって決定され、医療分2万円、後期高齢者支援金分1万円が引き上げられます。全体では令和3年度99万円だったものが、102万円となります。 最後3点目ですが、皆さんにお願いしております、国民健康保険運営協議会委員ですが、現在、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の皆さまで構成されておりますが、新たに被用者保険代表（社会保険保険者）にご参加いただき広く多様な意見を聴取できればと考えております。 任期は、次期任期、令和4年6月1日から1人委員の追加を考えております。 今回、国保税率改正の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。1月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定です。それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果とすり合わせて答申案を作成し、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。 それと、もう一点ございます。 例年、委員の皆様へ「新年あいさつ会」のご案内をさせていただいておりますが、「令和4年新年あいさつ会」につきまして、令和4年1月4日（火）午前10時15分から、市役所3階研修室で開催いたしますので、ご都合がよろしければぜひご参加いただければと思います。 なお、次回の会議が今年度の最後となっておりますが、令和4年1月28日（金）午後1時30分から予定させていただきます。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしくをお願いします。 以上をもちまして「令和3年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。 一同、ご起立をお願いします。「一同、礼」 ありがとうございます。
---------------	---